

平成27年度当初予算知事査定ヒアリング資料

部局名:健康福祉部

順番	細事業名	事業費	ページ
1	小動物管理費	35,038	1
	生活困窮者自立支援事業費	41,854	7
	障がい者スポーツ推進事業費	40,056	11
2	児童虐待法的対応推進事業費	39,466	15
	市町児童相談体制支援推進事業費	4,060	23
	家庭的養護推進事業費	410,683	29
	家族再生・自立支援事業費	8,640	33
	放課後児童対策事業費補助金	40,829	39
	思春期ライフプラン教育事業費(平成26年度2月補正)	5,498	47
	みえの出逢い支援事業費(平成26年度2月補正)	10,835	51
	不妊相談・治療支援事業費	44,032	53
	産後ケア事業	2,470	67

3

母子保健支援者育成事業費(平成26年度2月補正)	2,750	73
母子保健体制構築アドバイザー設置事業費	716	75
乳幼児の事故予防等推進事業費(平成26年度2月補正)	8,761	77
少子化対策周産期医療支援事業費	42,585	79
次世代育成支援特別保育推進事業補助金	71,280	83
保育士・保育所支援センター事業費	22,969	89
保育専門研修事業費	18,486	95
子育て家庭応援事業費(平成26年度2月補正)	14,665	103
男性の育児参画普及啓発事業費(平成26年度2月補正)	9,853	107
母子・父子自立支援員設置事業費	252	111
子どもの貧困対策計画策定事業費	4,464	117
ひとり親家庭の父母就職応援事業費	5,936	119
ひとり親家庭等日常生活支援委託事業費	17,168	121
発達障がい児への支援事業費	1,193	129

	少子化対策県民運動等推進事業費（平成26年度2月補正）		9,692	135
	少子化対策他県連携事業費		3,375	137
	少子化対策市町創意工夫支援交付金		10,000	143
4	みえライフイノベーション総合特区食バリューチェーン推進事業費（平成26年度2月補正）		9,588	149
	みえライフイノベーション総合特区県産材活用健康住宅普及事業費（平成26年度2月補正）		9,941	151
	みえライフイノベーション総合特区促進プロジェクト事業費（平成26年度2月補正）		6,580	153
	福祉人材センター運営事業費（平成26年度2月補正）		13,256	155
	福祉・介護人材確保緊急支援事業費（平成26年度2月補正）		44,064	157
	小計（平成27年度当初）	（22本）	865,552	
	小計（平成26年度2月補正）	（12本）	145,483	
	計		1,011,035	

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 食品安全課

1 事業概要

細事業名	小動物管理費				区分	継続
	134	薬物乱用防止等と医薬品の安全確保				
施策	13404	人と動物との共生環境づくり				
基本事業	目標項目		26年度実績値	27年度目標値		
	犬・猫の引取り数			3,285頭以下		
選択・集中						
重点化施策						
根拠 (法令等)	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、三重県動物の愛護及び管理に関する条例					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額 (千円)		106,242千円	106,214千円	109,034千円	
	決算額 (千円)	99,765千円	102,712千円	100,947千円		
事業の目的	公益財団法人三重県動物愛護管理センターへの委託により、野犬等の捕獲・抑留・保護等の業務を適正に実施し、動物による危害発生の防止に取り組むとともに、動物愛護管理の推進を図ります。					
事業目標	犬・猫の引取り数が3,285頭以下になるように取り組みます。					
前年度からの変更点	動物愛護管理事業推進のための機能の充実に取り組みます。					
事業の必要性と期待される効果	野犬等の捕獲等により人への危害を防止するとともに、犬・猫の譲渡、適正飼養・終生飼養の普及啓発等を行うことで、殺処分される犬・猫の頭数を減少させます。					

2 取組詳細

取組概要

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく県の事業（野犬等の捕獲・抑留・保護、犬・猫の処分及び動物愛護管理推進事業）を委託し、公衆衛生の確保と危害発生の防止を図ります。

取組内容等

【取組内容】

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく県の事業の委託を行います。

1. 狂犬病予防技術員を保健所に配置し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく野犬等の捕獲・抑留・保護および犬・猫の引取りを行います。
2. 県内 8 保健所 1 駐在で捕獲・抑留・保護および引き取った犬・猫の処分を行います。
3. 動物愛護管理推進事業を実施し、動物愛護思想の普及啓発を行います。

小動物管理費 35,038 千円（うち県費 9,307 千円）

4. 第 2 次三重県動物愛護管理推進計画に基づき、動物の適正飼養について普及啓発を行うとともに、殺処分数の減少をめざし、保健所での犬及び猫の引取り数の減少や、譲渡事業、災害時のペット対策などに取り組みます。また、これらの事業の拠点として、「三重県動物愛護管理センター」を整備することとし、その設計に着手します。

【実績等】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
犬殺処分数(頭)	790	474	334		
猫殺処分数(匹)	2,994	2,977	1,994		

* 処分数には、四日市市からの依頼分も含まれます。

【財源負担割合】 県 10/10 （一部 県 1/2、国 1/2）

【事業負担割合】 県 10/10 （一部 県 1/2、国 1/2）

【実施主体】 県（公益財団法人三重県動物愛護管理センターへ一部業務委託）

【事業開始年度】 昭和 52 年度

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課 健康福祉部 食品安全課

1 事業概要

細事業名	小動物管理事業				区分	継続
	施策	134	薬物乱用防止等と医薬品の安全確保			
基本事業		13404	人と動物との共生環境づくり			
			目標項目	25年度実績値	27年度目標値	
			犬・猫の引取り数	2,162頭	3,285頭以下	
	選択・集中 重点化施策					
根拠 (法令等)	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、三重県動物の愛護及び管理に関する条例					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額 (千円)		106,242千円	106,214千円	109,034千円	
	決算額 (千円)	99,765千円	102,712千円	100,947千円		
事業の目的	公益財団法人三重県動物愛護管理センターへの委託により、野犬等の捕獲・抑留・保護の業務を適正に実施し、動物による危害発生の防止に取り組むとともに、動物愛護管理の推進を図ります。					
事業目標	犬・猫の引取り数が3,285頭以下になるように取り組みます。					
前年度からの変更点	特になし					
事業の必要性と期待される効果	野犬等の捕獲等により人への危害を防止するとともに、犬・猫の譲渡、適正飼養・終生飼養の普及啓発等を行うことで、殺処分される犬・猫の頭数を減少させます。					

2 取組詳細

取組概要

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく県の事業（野犬等の捕獲・抑留・保護、犬・猫の処分及び動物愛護管理推進事業）を委託し、公衆衛生の確保と危害発生の防止を図ります。

取組内容等

【取組内容】

小動物管理費

1. 狂犬病予防技術員を保健所に配置し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく野犬等の捕獲・抑留・保護および犬・猫の引取りを行うとともに、犬・猫の譲渡を行います。
2. 県内 8 保健所 1 駐在で捕獲・抑留・保護および引き取った犬・猫の処分を行います。
3. 動物愛護管理推進事業を実施し、動物愛護思想の普及啓発を行います。
4. 動物愛護管理センターの施設整備と機能の充実等に向けた具体的な検討を行います。

【当初予算額 109,034 千円（うち県費 106,357 千円）】

小動物管理費 109,034 千円（うち県費 106,357 千円）

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく県の事業の委託を行います。

[実績等]

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
犬殺処分数(頭)	790	474	334		
猫殺処分数(匹)	2,994	2,977	1,994		

* 処分数には、四日市市からの依頼分も含まれます。

[財源負担割合] 県 10/10

[事業負担割合] 県 10/10

[実施主体] 県（公益財団法人三重県動物愛護管理センターへ業務委託）

[事業開始年度] 昭和 52 年度

3 中間進捗情報

成果と残された課題*

(1) 成果

- ・公益財団法人三重県動物愛護管理センターに業務を委託し、狂犬病予防事業、小動物の引取り、処分業務等を実施しました。
- ・保健所に狂犬病予防技術員を配置し、野犬等の捕獲・抑留・保護や犬・猫の引取り業務等を行うとともに、これらの犬猫の処分を実施しました。
- ・獣医師会やボランティア団体等と連携し、犬・猫の譲渡を実施するとともに、適正飼養・終生飼養の普及啓発を実施しました。
- ・保育園や小学校での「犬との正しい接し方教室」や小学校での「動物愛護教室」の開催、動物の適正飼養について普及啓発した結果、保健所での犬及び猫の引取り数は減少傾向にあるとともに、犬・猫の譲渡等の取組により、犬・猫の殺処分数は減少傾向にあります。

(2) 課題

- ・野犬等の苦情及び鳴き声、糞の始末等の不適正飼養に関する苦情は未だ多く寄せられています。
- ・第2次三重県動物愛護管理推進計画に基づき、動物の適正飼養について普及啓発等を行うとともに、殺処分数の減少をめざし、保健所での犬・猫の引取り数の更なる減少や、譲渡事業、災害時のペット対策などの取組が必要です。また、これらの動物愛護管理事業の拠点となる施設として、動物愛護管理センターの機能充実が必要です。

下半期(翌年度)に向けた改善のポイントと取組方向*

[下半期]

- ・動物愛護管理の普及啓発、犬・猫の殺処分数の減少、災害時対応及び県民との協創に必要な機能を検討し、犬・猫の譲渡率の向上や災害時のペットの救護活動に必要な動物愛護管理センターの機能と施設、設備等を調査し、動物愛護管理センターの機能の充実等についての具体的な方針を早期に決定していきます。

[翌年度]

- ・犬・猫の殺処分数を更に減少させるため、引き続き動物愛護教室等を開催し、動物愛護管理の普及啓発を行います。
- ・引き続き、動物愛護管理センターの機能充実に取り組みます。

4 年間実施結果

取組結果

成果と残された課題*

(1) 成果

(2) 課題

見直しの視点^{注1}

総 合 判 断	<input type="checkbox"/> 事業目的の妥当性 <input type="checkbox"/> 県関与の必要性 <input type="checkbox"/> 手段の有効性 <input type="checkbox"/> 手段の効率性 <input type="checkbox"/> 緊要性 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
	見直しの方向
	<input type="checkbox"/> 廃止(廃止) <input type="checkbox"/> 廃止(民営化) <input type="checkbox"/> 廃止(国へ移譲) <input type="checkbox"/> 廃止(市町へ移譲) <input type="checkbox"/> 廃止(休止) <input type="checkbox"/> 見直し・縮小(要改善) <input type="checkbox"/> 統合化(要改善) <input type="checkbox"/> 終期設定(要改善) <input checked="" type="checkbox"/> 現行通り <input type="checkbox"/> 拡充
	民間活力の活用 ^{注2}
	<input type="checkbox"/> 人材派遣 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> PFI等 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 現行通り
	今後に向けた改善のポイントと取組方向*
	<p>(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物の愛護及び管理に関する法律第6条、9条等に基づき、引き続き県が実施していく必要があります。 <p>(2) 課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護精神の高揚を図るため、子どもを対象とした「動物愛護教室」等を継続していきます。 ・第2次三重県動物愛護管理推進計画に基づき、動物の適正飼養について普及啓発等を行うとともに、殺処分数の減少をめざし、保健所での犬および猫の引取り数の更なる減少や、譲渡事業、災害時のペット対策などに取り組みます。また、これらの動物愛護管理事業を進めるため、組織体制や「三重県動物愛護管理センター」の機能充実等について、必要な整備に取り組みます。

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 地域福祉課

1 事業概要

細事業名	生活困窮者自立支援事業費				区分	新規
施策	143	支え合いの福祉社会づくり				
	14305	生活困窮者の生活保障と自立支援				
基本事業	目標項目		26年度実績値		27年度目標値	
	生活困窮者等の就労・増収達成率				50.0% (26年度)	
選択・集中						
重点化施策						
根拠 (法令等)	生活困窮者自立支援法					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額	/				41,854千円
	決算額	/				
事業の目的	生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とします。					
事業目標	<p>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者について、自立相談支援事業による相談支援を行い、当該生活困窮者の抱える課題を把握、整理するとともに、個々の状況に応じた自立への支援を行います。</p> <p>個別かつ早期の支援のために、住居確保給付金の支給、就労支援、就労準備支援、家計管理支援等の支援策を確保し、関係機関との連携による包括的な支援を行い、生活困窮者の自立促進を図ります。</p>					
前年度からの変更点	平成27年4月施行の法に基づく新規事業のため、変更点はありません。					
事業の必要性と期待される効果	<p>リーマンショック以降、急激に生活保護受給者が増加に至った背景には、第2のセーフティーネットの脆弱さが指摘されています。このため、生活保護に至る前の段階でのセーフティーネットを強化することが求められており、特に東海北陸地域において保護率が高位にある本県においては、任意事業を幅広く実施することで、きめ細かいセーフティーネットを張る必要があります。</p> <p>この事業は、単に生活困窮者の早期自立に効果があるだけでなく、将来的には生活保護受給世帯の減少、ひいては社会保障費の増加抑制に効果があるものと考えられます。</p>					

2 取組詳細

取組概要

県が実施主体となる郡部においては、関係機関と連携のうえ、自立相談支援事業を中核として生活困窮者本人の状態に応じて各任意事業を実施し、生活困窮者に対する包括的な支援を進めます。また、県において、就労訓練の受け皿となる事業者を開拓することにより、県内の生活困窮者自立支援制度の実効性を高めます。

なお、市部（多気町を含む）においても充実した生活困窮者支援が実施されるよう、市町に働きかけていきます。

取組内容等

【事業費：41,854千円（うち県費12,948千円）】

最後のセーフティーネットである生活保護に至る前の段階の、生活困窮者に対する自立支援策の強化を図ることを目的として、郡部14町を所管する県として、法が規定する必須事業とともに、生活困窮者の自立に必要な任意事業についても幅広く取り組んでいきます。

県が、郡部において積極的に事業に取り組むことで、全県的に制度の普及を図り、県内全域で生活困窮者支援のセーフティーネットが強化されることを目指していきます。

（1）生活困窮者自立相談支援事業（必須事業） 28,839千円（うち県費7,211千円）

生活困窮者からの相談に応じる自立相談支援機関を設置し、郡部の生活困窮者に対して広く相談支援を行います。

相談支援の対象者としては、現に生活に困窮している人を中心として、失業者や引きこもりなど生活保護に至る恐れのある人、子どもの学習支援が必要な生活困窮世帯の把握等を含め、幅広く対応していきます。また、比較的早期に就労自立が見込まれる人には、伴走型の就労支援を行い、早期の経済的自立を支援します。

（2）住居確保給付金の支給（必須事業） 1,452千円（うち県費363千円）

離職により住宅を失った、またはそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の人に対して、有期で住居確保給付金を支給します。

（3）生活困窮者就労準備支援事業（任意事業） 2,254千円（うち県費752千円）

生活リズムの崩れや対人関係等の問題から、直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者を対象に、社会参加・職業体験を通じて、一般就労に至る準備としての基礎能力の形成を計画的に支援します。

自立相談支援事業で把握した稼働年齢層にある生活困窮者のうち、概ね4割程度が就労準備支援の対象になると考えられます。

（4）生活困窮者一時生活支援事業（任意事業） 198千円（うち県費66千円）

住居のない生活困窮者に対して、住居を確保するまでの間、緊急かつ一時的に宿泊場所や食事の提供を行います。

(5) 生活困窮者家計相談支援事業（任意事業） 3,590千円（うち県費1,795千円）

多重債務や金銭管理能力の問題等から生活に困窮する人であって、家計収支バランスの改善や家計を管理する能力を高める支援を行うことが適当と判断される人に対して、家計等に関するきめ細やかな相談支援を実施します。

自立相談支援事業の相談者のうち概ね2割程度の人に家計支援が必要と見込まれ、債務整理を希望する人や低所得者向け融資制度である生活福祉資金の貸付対象者などを含めると、この事業の対象となる人は多数に上ると考えられます。

(6) 生活困窮家庭の子どもの学習支援事業（任意事業） 3,105千円（うち県費1,553千円）

子どもの貧困対策として、郡部の生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）の子どもに対し学習支援を行い高校進学率の向上を図ることにより、貧困の連鎖の防止を図ります。

また、子どもの貧困対策法の観点からも重要な取組みであり、生活保護受給世帯の子どもを中心として、必要な支援が行えるよう取り組んでいきます。

(7) 中間的就労事業者の開拓（任意事業） 2,416千円（うち県費1,208千円）

直ちに一般就労を行うことが難しい生活困窮者に対して、法人等が自主事業として、軽易な作業等の機会を提供する就労訓練事業に取り組む事業者の開拓を行います。

県は、中間的就労事業者の認定を行うこととされていますが、事業者からの認定申請を待つだけでは必要とされる事業者数に満たない恐れがあるため、県が積極的に開拓を行うことで、県内全域における生活困窮者支援の受け皿の充実に取り組みます。

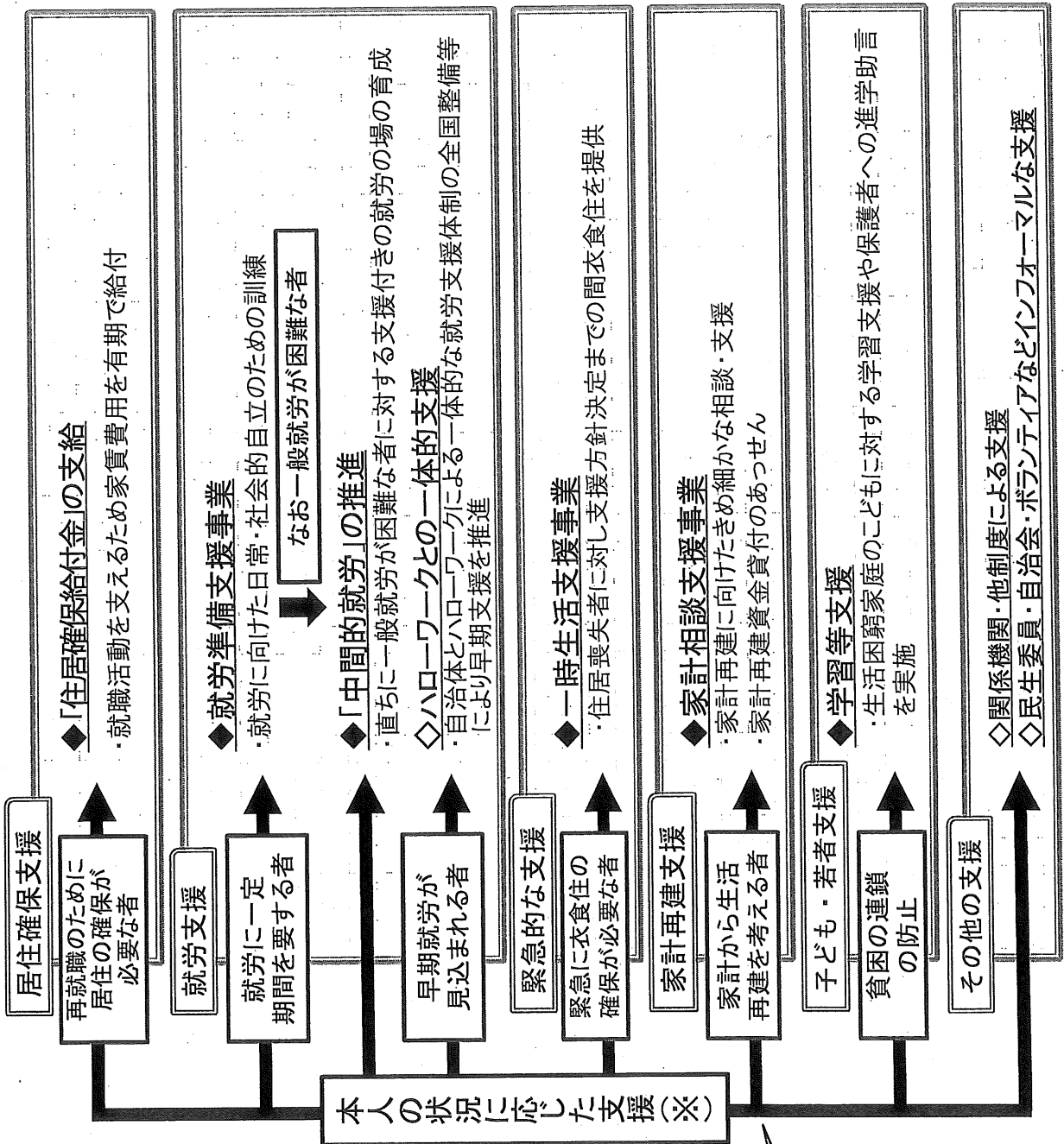
〔財源負担割合〕 国 3/4～1/2

〔事業負担割合〕 国 3/4～1/2

〔実施主体〕 県・各市・多気町

〔事業開始年度〕 平成27年度

新たな生活困窮者自立支援制度



包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 障がい福祉課

事業概要

細事業名	障がい者スポーツ推進事業				区分	新規
施策	142	障がい者の自立と共生				
基本事業	14205	障がい者の社会参加環境づくり				
		目標項目	25年度実績値	27年度目標値		
		県障がい者スポーツ大会参加者数	1,501人	1600人		
選択・集中	協創2	夢と感動のスポーツ協創プロジェクト				
重点化施策	—	—				
根拠 (法令等)	スポーツ基本法第4条 障害者基本法第25条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第78条 地域生活支援事業実施要綱					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額					
	決算額					
事業の目的	平成33年に開催する全国障害者スポーツ大会の開催準備を行うとともに、障がい者スポーツをきっかけとして、障がい者の参加意欲の向上と機会の充実を図り、障がい者の自立と社会参加を推進します。					
事業目標	平成27年度目標：県障がい者スポーツ大会参加者数 1,600人					
前年度からの変更点	新規事業					
事業の必要性と期待される効果	多くの県民が、全国障害者スポーツ大会の開催に参画することにより、障がい者の理解の促進を図るとともに、障がい者スポーツをきっかけとして、参加意欲の向上と機会の充実を図り、障がい者の自立と社会参加を推進することが必要であります。 このため、障がい者スポーツを総合的に支援することにより、障がい者の福祉の向上に寄与することが期待されます。					

取組詳細

取組概要

平成33年に開催予定の全国障害者スポーツ大会の開催準備を行うとともに、障がい者スポーツをきっかけとして、障がい者の参加意欲の向上と機会の充実を図り、障がい者の自立と社会参加を推進します。

取組内容等

【事業費：40,056千円（うち県費 34,240千円）】

1 全国障害者スポーツ大会に向けた準備 34,865千円（うち県費 30,144千円）

(1) 【準備委員会の設置準備】

全国障害者スポーツ大会に向けて、障がい者団体、市町、三重県障害者スポーツ協会及び三重県障害者スポーツ指導者協議会など、関係機関と連携し、準備委員会の設置準備、競技別の会場地選定および基本方針の策定を行います。

(2) 【大会を支える人づくり】

三重県障害者スポーツ協会の体制を強化し、障害者スポーツ指導員、各競技の審判員、障害区分判定員及び意思疎通支援者の養成など全国障害者スポーツ大会を支える関係者を養成します。

また、全国障害者スポーツ大会の団体競技の予選大会である北信越東海ブロック大会を、県内開催として誘致し、出場選手等の競技力の向上とともに、団体競技の運営や審判スキルの向上など経験の蓄積を図ります。

(3) 【選手の活動支援】

競技別の国内スポーツ大会参加や他県との交流試合等を促進するとともに、初心者講習会開催などにより新たな選手を発掘するため、障がい者スポーツ団体の活動を支援します。

また、陸上スターティングブロックなどの競技用具を用意し、選手の練習環境を整備します。

2 国内外大会で活躍できる選手の発掘・育成 5,191千円（うち県費 4,096千円）

(1) 【身体障がい者スポーツ選手の発掘・育成】

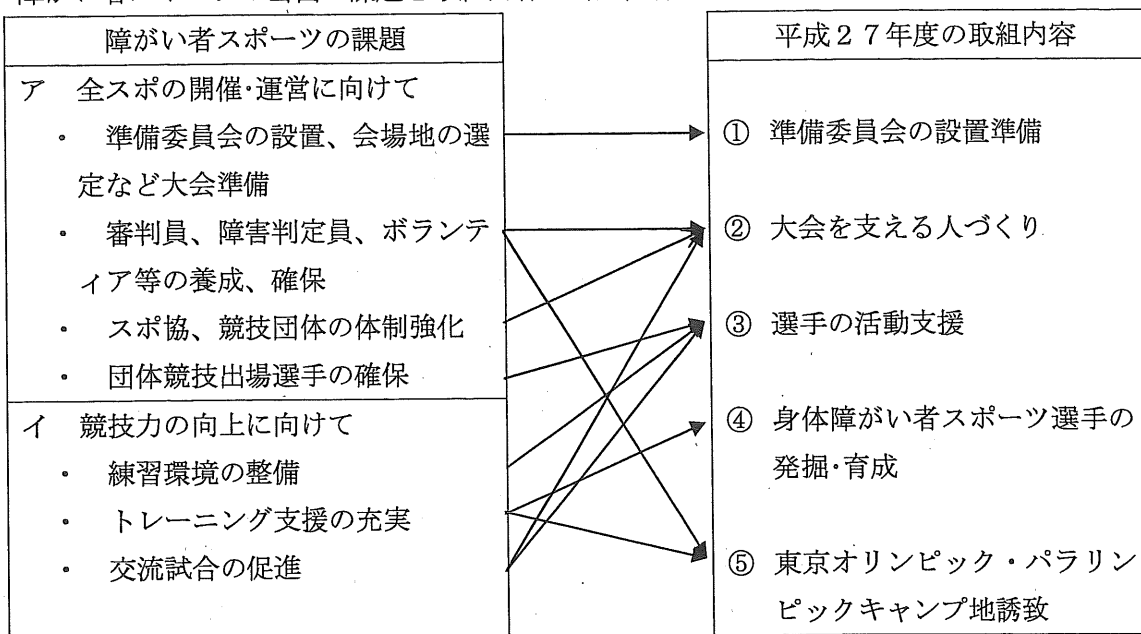
パラリンピックなどの世界大会や国内大会で活躍できる身体障がい者スポーツ選手を発掘・育成するため、身体障がいの個々の状況に応じたプログラムを理学療法士、義肢装具士、競技指導者及び障害者スポーツ医と共同で作成します。

(2) 【東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致】

国際大会や国内大会で活躍する国内選手の練習場として、県内施設を試行的に利用してもらい、三重県選手の指導や障害者スポーツ指導員等の選手対応経験の蓄積を図りながら、東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致を行います。

《参考》

障がい者スポーツの当面の課題と取組内容の対応関係



[実績等]

	平成27年度	単位
県障がい者スポーツ大会参加者数		人

[財源負担割合] 県 10/10 一部国 1/2・県 1/2

[事業負担割合] 県 10/10 一部国 1/2・県 1/2

[実施主体] 県 (一部補助および委託)

[事業開始年度] 平成27年度

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課

健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

事業概要

細事業名	児童虐待法的対応推進事業費				区分	一部新規
施策	233	児童虐待の防止と社会的養護の推進				
基本事業	23301	児童虐待対応力の強化				
		目標項目	26年度実績値		27年度目標値	
		市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数			29件	
選択・集中						
重点化施策	重点					
根拠 (法令等)	児童福祉法 児童虐待の防止等に関する法律					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額			42,306千円	36,046千円	
	決算額			36,093千円		
事業の目的	児童虐待対応について、法的な対応や介入型支援の強化を図るため、児童相談所の体制整備や職員の専門性の強化、及び医療機関における早期対応を推進します。					
事業目標	<p>弁護士や警察官等の専門的人材の活用を図り、児童虐待相談に的確な法的対応、介入型支援を実施することにより、児童虐待対応の充実を図ります。</p> <p>児童相談所職員の専門性の向上を図り、児童虐待相談等への法的対応を的確に行います。対象家庭への支援を適切に実施するためにアセスメントツールを的確に運用します。また、リスク情報の共有化を図ることにより、児童虐待相談に対する重層的なマネジメントを行います。</p> <p>医療機関において、児童虐待対応に関する知識が普及することにより、早期対応が適切に行われます。</p>					
前年度からの変更点	<p>(新規)・医療現場における児童虐待対応促進事業、アセスメントツール活用事業</p> <p>(拡充)・児童虐待進行管理モニター強化事業(モデル地域を1地域から2地域に増加)</p> <p>(廃止)・アセスメントツール(ニーズアセスメント)研究開発、ハイリスク対応・情報共有システム開発事業</p>					
事業の必要性と期待される効果	<p>平成22年度の児童虐待重篤事例や平成24年度の2件の児童虐待死亡事例の検証結果を踏まえ、児童虐待の防止に向けた取組を進めてきています。</p> <p>引き続き、児童虐待防止対策を推進するとともに、平成25～26年度の取組をより一層進めるため、アセスメントツールの活用強化やNPO等の協働による虐待ケースのモニタリングに取り組み、ケースマネジメントの向上を図るとともに、市町や医療機関等の関係機関との連携を強化し、重篤な児童虐待を防止します。</p>					

取組詳細

取組概要	弁護士等専門人材を配置するとともに、児童相談所職員研修体系に基づく職員研修の実施やアセスメントツールの活用強化等による職員の専門性の向上、NPO等の社会資源を活用したモニタリングの推進、医療機関における児童虐待早期対応の促進に取り組みます。
取組内容等	

- (1) 法的対応力強化事業 11,141 千円 (うち県費 6,750 千円)
- ・ 弁護士 (1 名) や警察官OB (1 名) を配置し、児童相談所職員への法的な助言や、一時保護や立入調査・臨検等の的確な実施を行います。
 - ・ 児童虐待ケースのうち、主に学校・保育所等に所属する児童の虐待ケースについて、NPO等との協働によるモニタリングを行い、きめ細かい支援や関係機関との連携を図ります。(実施地域を 1 地域→2 地域に拡充)
- (2) 児童相談所職員専門性強化事業 3,277 千円 (うち県費 3,277 千円)
- ・ 児童相談所職員研修体系に基づき、役職、経験年数による階層別研修とともに、心理技能習得や司法面接手法等の専門研修等を実施して、職員の専門性の向上を図ります。
- (3) 児童相談所現場対応力強化事業 23,049 千円 (うち県費 22,751 千円)
- ・ 法医学鑑定の委託や精神科医等の外部の専門家の活用、児童虐待対応協力員 (9 名)、子ども家庭専門指導員等の配置のほか、外国人住民対応のための通訳確保等により、現場対応力の強化を図ります。
- (4) 【新】医療現場における児童虐待早期対応促進事業 1,000 千円 (うち県費 1,000 千円)
- ・ 児童虐待の兆候を発見することが可能な医療機関において、児童虐待対応に必要な医療分野の知識等を身に付ける研修を行い、早期対応につなげます。
- (5) 【新】アセスメントツール活用強化事業 999 千円 (うち県費 500 千円)
- ・ 児童虐待相談における対応の的確性を高めるために開発した、リスクアセスメントツール (H26 年度運用開始) 及びニーズアセスメントツール (H27 年度運用開始) の運用の定着を図ります。

[実績等]

	平成 25 年度	平成 26 年度	単位
児童相談センターに配置した弁護士による職員への法的な助言の実施回数	105		回

[財源負担割合] 国 1/2 県 1/2 (一部県 10/10)

[事業負担割合] 国 1/2 県 1/2 (一部県 10/10)

[事業開始年度] 平成25年度

[実施主体] 県

医療機関との連携強化 (医療現場における児童虐待の早期発見・対応)

1 現状

- ・ 本県では、平成24年に発生した2件の乳児虐待死亡事例をふまえて、児童相談所の法的対応力強化、市町をはじめとする関係機関との連携強化など、県全体の児童相談体制強化に努めてきたところである。
- ・ しかしながら、本県における児童虐待相談対応件数は、全国と同様、依然として増加を続けており、虐待の未然防止とともに、早期発見・対応による重篤化の防止が引き続き大きな課題となっている。
- ・ そうした中であって、妊娠期からのリスクも含め、児童虐待の兆候をいち早く発見し支援の契機を提供するという点で大きな役割を担う医療機関は、児童相談所、市町にとって最重要の連携相手であると言える。
- ・ 児童虐待対応における医療機関との連携に関しては、平成19年度から三重県児童虐待対応協力基幹病院連絡会議(10病院が参加)で児童虐待対応に関する情報共有、課題検討、意見交換等を実施(年1回)している。
- ・ さらに、県内医療機関等に向けては、従来から、児童虐待対応についての理解促進を働き掛けてきたところであり、今年度からは、NPO法人「MMC卒後臨床研修センター」と連携し、MMC参加医療機関を中心に、近隣の医療機関を巻き込んで研修会を実施している。(H26年度-7機関実施予定 H26.12実施済 5機関 307名参加)

2 課題

- ・ 児童虐待における医療機関との連携については、平成24年に発生した乳児虐待死亡事例の検証においても、本児が死亡に至る以前の暴行で医療機関を受診した際に、虐待の事実が発覚していれば、児童相談所による一時保護にもつながり、命を救えた可能性があることに言及している。
また、医療機関としても、児童虐待にかかる医療機関の役割については一定の認識がなされている。
しかしながら、特に若い医師などから虐待の可能性の見極めに自信が持てない、患者との関係を重視するあまり通告に繋がらない、といった悩みは依然として聞かれるところであり、児童虐待対応における若手医師等の資質向上は急務である。
- ・ 今年度から実施している医療機関における研修では、参加者が非常に熱心で、研修が必要とされている状況や実施の効果が受け取れるが、内容としては、①虐待の未然防止における母子の愛着形成の重要性、②児童虐待の現状と通告後の児童相談所の対応に限ったもので、講師についても、それぞれ県内の小児科医と児童相談所長にとどまっております。広く医療従事者全体に必要な知見を提供できるものの、医師の専門性の向上という観点では、十分なものとなっていない。
- ・ そのため、今後は、現在実施している研修会を各医療機関と連携して継続的に実施するとともに、医師が専門的な見地から児童の症状に対する医学的診断を施すためのスキルが獲得できる専門性の高い研修が必要となっている。

3 取組内容

取組内容（案）については、次のとおり。

事業実施にあたって、より効果的な取組となるよう、MMC 卒後臨床研修センターと連携、協議を行い、具体的な取組、実施手法等を決定するものとする。

(1) 虐待防止にむけた医学的研修の実施【新規】

若年医師を中心とした医療従事者を対象に、厚生労働省研究事業「虐待対応連携における医療機関の役割に関する研究」の内容等に基づき、虐待の兆候、証拠保全や通告の必要性、児童虐待を放置した場合の危険性など、児童虐待対応に必要な医療分野の知識を身に付ける機会を提供する。

〔講師候補〕

山田不二子（医師・認定NPO 法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク理事長）

溝口 史剛（医師・認定NPO 法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク理事）

(2) 虐待の早期発見・対応のための医療従事者研修の実施

医師、看護師等医療従事者が、児童虐待対応における自らの役割を認識するとともに、通告をためらう要因となっている通告後の家族支援、個人情報取り扱いなどについて理解を深める機会を提供するため、MMC 参加医療機関等に研修の実施を働きかけ、児童相談所長等を講師として提供している。

引き続き、MMC と連携しながら、今後は内容についても一層の充実をはかりながら実施を継続する。

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

事業概要

細事業名	児童虐待法的対応推進事業				区分	一部新規
施策	233	児童虐待の防止と社会的養護の推進				
	23301	児童虐待対応力の強化				
基本事業	目標項目			25年度実績値	27年度目標値	
	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数			29件	29件	
選択・集中						
重点化施策	重点					
根拠 (法令等)	児童福祉法第33条の7、第33条の8及び第33条の9 児童虐待の防止等に関する法律第9条、第9条の2、第9条の3、第11条					
予算 額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額		一千円	42,306千円	36,046千円	
	決算額	一千円	一千円			
事業の目的	児童相談所の組織力や職員の専門性の向上を図り、法的対応・介入型支援の強化を図ります。					
事業目標	<p>弁護士や警察官等の専門的人材の活用を図り、児童虐待相談に的確な法的対応、介入型支援を実施することにより、児童虐待対応の充実を図ります。</p> <p>児童相談所職員の専門性の向上を図り、児童虐待相談等への法的対応を的確に行います。対象ケースの家庭への的確な支援を実施するためのアセスメントツールの研究開発を行うとともに、リスク情報の共有化を図ることにより、児童虐待相談に対する重層的なマネジメントを行います。</p>					
前年度からの 変更点	<p>法的対応力強化事業において、初期対応以降の援助方針の判断の客観性、的確性を高めるため、ニーズアセスメントツールの研究開発を行うとともに、県庁一児童相談センター一各児童相談所間でリスク情報を共有するシステムに機能を追加します。</p> <p>また、児童虐待ケースについて、よりきめ細かいケース対応を行うため、NPO等との協働により、学校・保育所等でのモニタリングを実施します。</p>					
事業の必要性と期待される効果	<p>平成22年度の児童虐待重篤事例や平成24年度の2件の児童虐待死亡事例の検証結果を踏まえ、児童虐待の防止に向けた取組を進めてきています。</p> <p>引き続き児童虐待防止対策を推進するとともに、平成25年度取組をより一層進めるため、ニーズアセスメントツールの研究開発やNPO等との協働による虐待ケースのモニタリングに取り組み、ケースマネジメントの向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、重篤な児童虐待を防止します。</p>					

取組詳細

取組概要	弁護士等専門人材を配置するとともに、アセスメントツールの研究開発及びリスク情報共有システムの機能追加や児童相談所職員研修体系に基づく職員研修の実施等に取り組みます。
取組内容等	

【予算額（うち一般財源）】 36,046 千円 (32,480 千円)

(1) (一部新) 法的対応力強化事業 【予算額（うち一般財源）】 8,884 千円 (5,615 千円)

- ・ 弁護士（1名）や警察官OB（1名）を配置し、児童相談所職員への法的な助言や、一時保護や立入調査・臨検等の的確な実施を行います。
- ・ 法的対応、介入型支援の強化を図るための職員研修を実施します。
- ・ 初期対応後の援助方針の判断の客観性、的確性を高めるため、ニーズアセスメントツールの研究開発を行い、県庁—児童相談センター—各児童相談所間でリスク情報を共有化するシステムに機能を追加します。
- ・ 児童虐待ケースのうち、主に学校・保育所等に所属する児童の虐待ケースについて、民間機関との協働によるモニタリングを行い、きめ細かい支援や関係機関との連携を図ります。

(2) 児童相談所職員専門性強化事業 【予算額（うち一般財源）】 3,232 千円 (3,232 千円)

- ・ 児童相談所職員研修体系に基づき、役職、経験年数による階層別研修とともに、心理技能習得や司法面接手法等の専門研修等を実施して、職員の専門性の向上を図ります。

(3) 児童相談所現場対応力強化事業 【予算額（うち一般財源）】 23,930 千円 (23,633 千円)

- ・ 法医学鑑定の委託や精神科医等の外部の専門家の活用、児童虐待対応協力員（8名）、子ども家庭専門指導員等の配置のほか、外国人住民対応のための通訳確保等により、現場対応力の強化を図ります。

[実績等]

	平成 25 年度	平成 26 年度	単位
児童相談センターに配置した 弁護士による職員への法的な 助言の実施回数	105		人

[財源負担割合] 国 1/2 県 1/2 (一部県 10/10)

[事業負担割合] 国 1/2 県 1/2 (一部県 10/10)

[事業開始年度] 平成25年度

[事業主体] 県

中間進捗情報

成果と残された課題	
(1) 成果	<ul style="list-style-type: none"> 各児童相談所に対する法的な助言を実施したほか、法的対応や介入型支援に対応できる人材育成に取り組み、複雑、困難化する児童虐待への対応力の向上を図りました。
(2) 課題	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談センター開催の研修の対象者に市町職員も含む、県全体の児童虐待相談に係る法的対応や介入型支援のスキルの底上げに取り組みます。
下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向	
〔下半期〕	<ul style="list-style-type: none"> 民間機関との協働による児童虐待ケースのモニタリングに引き続き取り組むとともに、初期対応後の援助方針の判断の客観性、的確性を高めるため、ニーズアセスメントツールの研究開発を完成します。
〔翌年度〕	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対しリスクアセスメントツール及びニーズアセスメントツールの定着を促進するとともに、民間機関との協働によるモニタリング事業を対象地域を拡大して継続するほか、市町も含めた児童虐待相談に関わる職員の法的対応スキルの向上に引き続き取り組んでいきます。

年間実施結果

取組結果	
成果と残された課題	
(1) 成果	
(2) 課題	
総	見直しの視点
	<input type="checkbox"/> 事業目的の妥当性 <input type="checkbox"/> 県関与の必要性 <input type="checkbox"/> 手段の有効性 <input type="checkbox"/> 手段の効率性 <input type="checkbox"/> 緊要性 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
合	見直しの方向
	<input type="checkbox"/> 廃止(廃止) <input type="checkbox"/> 廃止(民営化) <input type="checkbox"/> 廃止(国へ移譲) <input type="checkbox"/> 廃止(市町へ移譲) <input type="checkbox"/> 廃止(休止) <input type="checkbox"/> 見直し・縮小(要改善) <input type="checkbox"/> 統合化(要改善) <input type="checkbox"/> 終期設定(要改善) <input checked="" type="checkbox"/> 現行通り <input type="checkbox"/> 拡充
判	民間活力の活用